

審査の結果の要旨

氏名 パク ウンビョル

都市内や近郊の緑地がもつ保健休養、教育、景観、地域文化の形成などの機能を高度に利用しながら、持続的に管理するための視点が求められている。都市内や近郊の自然地(以下、都市自然地)において、より多様な自然とのふれ合いを引き出すためには、都市自然地の空間と利用を画一的に提供しようとするのではなく、土地の特性に応じた多様性を許容し、利用の歴史的経緯や制度などを理解する必要がある。

以上の問題意識に立ち、本研究では、都市自然地の人と自然とのふれ合いの場としての歴史に着目し、その空間が本来もつ多様な利用面のポテンシャルを、現代の文脈において再評価したうえで、都市自然地の保全活用のあり方を考察しようとするものである。

具体的には以下の4点を研究目的としている。1. 都市自然地の保全活用に関する近代以降の取り組みの変遷を調べ、問題と課題を導出する。2. 現代における国から基礎自治体までの都市自然地の保全活用に関する法制度の特性を明らかにする。3. 都市自然地における伝統的な楽しみ方を明らかにするとともに、立地的特性との関係について考察する。4. 都市自然地において持続可能で立地特性を活かす保全活用の在り方について考察する。

第1章では、研究の背景と目的、対象地について記述し、用語の定義、既往研究と研究の位置づけおよび論文の構成について述べている。

第2章では、文献調査を通じて、対象地のソウルにおいて近代以前の都市自然地の概況を把握するとともに、近代以降、都市自然地を保全活用するための取り組みがどのように進められてきたのかを明らかにし、日本での展開を参照しつつ韓国における課題と特質を導出している。

その結果、近代以降の都市自然地において、①緑地の機能による類型化を進めたことにより、都市公園などの都市計画施設以外の緑地(地域制緑地)に対する政策が十分ではなくなったこと、②利用および保護の二元的な理念にもとづいて国家中心の保全管理システムとなっていること、③緑地の整備および利用に関して、基準化、単純化されていること、の三点を考察している。

第3章では、特に地域制緑地の保全活用に関して、中央政府、広域自治体、そして基礎自治体での法制度を調査・整理し、それらの役割分担について検討している。本章においても日本の事例との比較を通じて、韓国の特質について考察している。

その結果、①法律による地域制緑地の指定と行為規制は、日韓両国とも多くの自治体に委任することで類似している。②韓国の地域制緑地は、中央政府の法律による様々な制度の運用が主となるが、日本の場合、多くの自治体で地域の状況に応じて独自に制度を制定

している。③地域制緑地の維持管理について、韓国の場合、法律に基づいた行為制限などの規制的な方法の保全が基本であり、日本の場合、補助金支給や税制減免などのインセンティブの提供を通じて民間所有者の維持管理活動を誘導している、の三点を指摘している。

第4章では、韓国の都市自然地における伝統的楽しみ方を把握するとともに、立地の特性との関係を検討することを目的としている。李朝時代にふれあい活動の場としてよく知られていた都市自然地を「自然系名所」として29箇所抽出して分析対象とし、鑑賞対象と鑑賞方法との組み合わせによる観賞活動とその他の活動からみる伝統的楽しみ方を類型区分するとともに、立地の地形区分との関係を調査・分析している。

その結果、各自然系名所の観賞対象（主景物と副景物）と観賞方法（主景物との位置関係と視点からの距離）を整理し、観賞活動を15の類型に区分整理している。また、漢陽（李朝期のソウル）の地形は平地、高台・高地、溪谷、川、江に類型区分でき、地形に合わせて自然系名所が成立し、楽しみ方が選択・形成されてきたこと、そして特に、楼・亭や盤石のような点的な空間の確保に韓国ならではの特質が見られる点を考察している。

第5章では、本論文を総括し、現代の都市自然地における保全管理及び利用に関する構造的課題や課題を示している。特に、国から基礎自治体に至る行政間の制度運用における役割の再整理が必要であること、自治体の自立的基準による多様な活動適地の選択の重要性を考察している。また、都市自然地の潜在的価値を活かすための伝統的楽しみ方の今日的活用、持続的な維持管理のための民間参画の誘導等に関する制度的裏付けの必要性についても合わせて考察している。

以上、本研究は、韓国における都市自然地の保全管理に関する制度の現状と歴史的経緯を丹念に辿るとともに、自然系名所における伝統的楽しみ方と立地の地形特性との関係を明らかにしたうえで、韓国における今後の都市自然地のあり方について考察したものである。本研究で得られた知見および、制度分析と利用分析を歴史や伝統を踏まえて考究する方法論は、今後の都市自然地に関する政策と計画設計論の研究および実践に大きな影響を与えるものと考えられ、学問上応用上寄与するところが少なくない。よって審査員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。